

本巢市景観計画改訂案に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

1 募集期間 令和8年1月15日（木）から令和8年2月13日（金）まで

2 意見提出者 2名

3 提出意見数 2件

※いただいたご意見は、意見の趣旨を損なわない程度に要約し掲載しております。

番号	該当ページ	項目	ご意見等	市の考え
1	30	庁舎 もとまるパーク 公共施設など	・ 地震や水害等の災害があった時の対策が見当たりません。北方町では、全ての公園のベンチはかまどベンチです。児童生徒の災害時の指導も担当者でしていました。本物の安心のある街造りを望みます。計画書の細部に災害対策を望みます。本巢市は、水害や熊被害地震が心配です。至る所に安全安心を備えたい。ベンチ、マイク、横になれる場所、座れる場所、水、燃料等の備えが見えるべきかと思います。	・ 景観計画は景観法第8条第1項に基づく良好な景観形成のための計画となります。このため、ご意見の内容に関しましては、本計画の中では対応することができません。 なお、地震や水害等の対策については「本巢市地域防災計画」に位置づけております。
2		写真	・ 古い写真が混ざっていると思います。 せっかくの改訂なので、新しい写真に変えてみてはどうでしょうか。	・ 今一度、計画全体の写真を精査します。